

【更新申請】

更新有効期間の始期が令和４年４月１日までの更新申請については、改正前の基準に基づき申請してください。

<例>

- ① 現在の指定が令和４年３月末日で終了し、令和４年４月１日から令和１０年３月末日までの更新有効期間に関する更新申請を行う場合⇒**改正前の基準**に基づく申請
 - ② 現在の指定が令和４年４月末日で終了し、令和４年５月１日から令和１０年４月末日までの更新有効期間に関する更新申請を行う場合⇒**改正後の基準**に基づく申請
- ※②については更新有効期間の始期が令和４年４月１日より後であるため改正後の基準に基づく申請となります。

更新有効期間の始期 令和４年４月１日まで	更新有効期間の始期 令和４年５月１日から
改正前の基準	改正後の基準

【変更申請】

- (１) 令和３年４月１日時点で指定を受けていない医療機関
⇒令和３年４月１日以降は**改正後の基準**に基づく申請
- (２) 令和３年４月１日時点で指定を受けている医療機関
 - ① 令和４年３月末日までに提出される変更申請
⇒**改正前の基準**に基づく申請
 - ② 令和４年４月１日以降に提出される変更申請
⇒ア) 医師・薬剤師の変更は**改正後の基準**に基づく申請
イ) (ア) 以外は**改正前の基準**に基づく申請（ただし、令和４年４月１日時点の更新有効期間の終期までに限る。これ以降は改正後の基準に基づく申請）

	令和３年４月１日～	
令和３年４月１日時点で指定を受けていない医療機関	改正後の基準 による。	
	～令和４年３月３１日	令和４年４月１日～
令和３年４月１日時点で指定を受けている医療機関	改正前の基準 による。	(１) 医師・薬剤師の変更 改正後の基準 に基づく
		(２) (１) 以外 改正前の基準 に基づく